平成27年度第2回政治資金適正化委員会

(開催要領)

- 1. 開催日時: 平成27年7月28日(火) 10時30分~11時45分
- 2. 場 所:総務省 共用801会議室
- 3. 出席委員: 伊藤鉄男、小見山満、日出雄平、大竹邦実、田中秀明の各委員

(議事次第)

- 1. 開 会
- 2. 議 題
- (1) 払込金受領証の取扱いについて
- (2) 政治資金監査に関するQ&Aの改定・追加について
- (3) 収支報告書の作成支援ソフトの普及等について
- (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
- (5) その他
- 3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 払込金受領証の取扱いについて
- 資料2 政治資金監査に関するQ&Aの改定・追加について
- 資料3 収支報告書の作成支援ソフトの普及及び収支報告書の提出手続きの電子化の促進 について
- 資料4 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 払込金受領証の取扱いについて
- 資料B フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧(平成27年度8~9月分)
- 資料C 登録政治資金監査人の守秘義務について
- 資料D 政治資金規正法施行規則の改正について
- 資料E 交通事業者系電子マネー等による支出の記載状況について

(本文)

【伊藤委員長】 それでは、ただいまから平成27年度第2回政治資金適正化委員会を 開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まこと にありがとうございます。

議事に入る前に、平成26年度第6回委員会の議事録についてでございます。事前に各 委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第6回委員会 の議事録につきまして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 それでは、御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思います。

また、平成27年度第1回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「払込金受領証の取扱いについて」の説明 を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 資料1と、それから委員限り資料Aによりまして御説明いたします。

まず、資料1をお願いいたします。前回まで御議論いただきました結果、1ページに例示しておりますような払込金受領証につきまして、法的性質を踏まえ政治資金監査における取扱い、ひいてはその前提として国会議員関係政治団体の会計責任者に求められる事務処理につきまして、一定の整理をしていただきました。その全体像をまとめまして、これまでのQ&Aを改定しております。それが、2ページ、3ページにあるQ&Aでございます。

構成としましては、1段落目でどのようなものかを説明しました上で、2段落目で支出の目的が記載されている場合には、いずれにせよ受領した払込金受領証そのものを保存、提出して確認を行うことを説明しております。これに対しまして、支出の目的の記載が欠けている場合には、払込金受領証の性格を踏まえて、整理が分かれてまいります。

Q&Aでは細かな法的性質については言及することなく、結果を①と②に場合分けして端的に示すことにしております。①が金融機関において支払った場合でございます。その場合には、支出の目的を支出目的書の作成か払込金受領証への追記によって補っていただくことになります。一方、②でコンビニエンスストアを例示しておりますが、金融機関以外の場所で支払ったような場合には、政治資金規正法上の領収書等にも、また振込明細書

にも該当しませんので、そのことを確認した上で、3ページにかけてのところですが、法律上徴難明細書の作成が必要になること、さらに政治団体以外の者が作成した書面で確認することが望ましいことから、払込金受領証と払込金受領証に係る請求書等によります「合わせ技」によりまして確認する場合の取扱いについて記載をしております。

さらに、5ページになります。この取扱いをフローチャートの形で示しております。このうち、脚注ですが、※1におきましては、規正法上では払込金受領証そのものでも徴難明細書のどちらでも、いずれでも確認をすることが許されている場合におきましても、収支の公開の観点から、政治団体以外の者が作成した書面で確認することが望ましいことを注記しております。また、※2におきましては、金融機関で支払った際の払込金受領証を紛失した場合に、振込明細書を紛失したものとして、徴難明細書を作成することとなることを注記しております。

続いて、委員限り資料Aをお願いいたします。資料1の整理がどのような考え方で導かれるかについて、1ページで表にするなど確認的に記載をしております。2ページに行っていただきまして、2ページの下の方ですが、先ほどの脚注の※2に出てきました払込金受領証を紛失した場合の考え方について整理をしております。中ほどですが、本来は紛失した払込金受領証が領収書等に該当するかどうかを会計責任者が確認することとなるのが一つの筋ですが、確認及びその証明が困難であると想定されることから、実務上、振込明細書を紛失したものとして取扱ったとしても差し支えないと整理をするという考え方を書いてあります。

御説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【千葉事務局長】 何回かにわたって、細かいことも含めて御議論いただきましてありがとうございました。旧来のQ&Aがやや使いにくい形になっておりましたので、これで実務上正式に確認も使える形になると思います。ありがとうございました。これはこの後、私どもの方から、各監査人に周知してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】 それでは、本議題については御了承いただいたということで、次に、 第2の議題といたしまして、「政治資金監査に関するQ&Aの改定・追加について」の説明 を事務局にお願いいたします。

【井筒参事官】 資料2をお願いいたします。前回、御議論いただきましたQ&Aの改定・追加につきまして、決定をして周知しようというものでございます。

内容としましては、復習になりますが、1が改定でございます。領収書等のあて名につきまして、政治資金規正法では記載事項とはされていないところ、政治資金監査では、1件1万円を超える高額領収書について確認をお願いしていることから、Q&Aを改定しまして、登録政治資金監査人や会計責任者に対して周知しようというものです。2は追加でございまして、質の向上の取組の趣旨に関するもので、注意喚起であって、ペナルティではない旨を明らかにしております。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

これはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 では、本議題についても御了承いただいたということで、次にまいりたいと思います。

第3の議題の前に、その他の議題といたしまして、「フォローアップ研修参加申込者から の質問等一覧(平成27年度8~9月分)」の説明を事務局にお願いいたします。

【井筒参事官】 委員限り資料Bをお願いいたします。

1番は前段の質問が政治資金監査の内容に関して、後段が業務制限に関してです。前段に対しましては、外形的、定型的な監査として導入され、またその内容が法定されていること、したがってその内容の見直しをする場合、まずは国会において議論いただくべきことをお答えしております。後段につきましては、業務制限の範囲につきまして、随時見直しを行ってきていることを最近の動きについてまで御紹介をして回答としております。

2ページにいきます。2番は、マスコミ等に騒がれている登録政治資金監査人の氏名を 公表すべきという問いでございます。政治資金監査報告書において、既に制度上明らかに されていることを回答しております。

3番は、「振込用紙」の概念等についてでございます。お尋ねの趣旨にややはっきりしない点もございますが、政治資金監査で問題となる場合という観点から振込明細書等について御説明し、先ほど議題の1で改定をしました払込金受領証に関するQ&Aを御紹介する

という流れにしております。

4番は明細書についてです。過去もありました同様の質問に加えまして、個別の事案について②として質問をされています。まず、①としまして、規正法第10条の定義あるいはQ&Aの該当箇所を御紹介した後、②としまして、個別の事案について事実関係を承知する立場にはない旨をお断りした上で、規正法上の寄附に該当する場合、その記載が必要であることと、確認でございますが、政治資金監査の対象が支出のみであって収入には及ばないことをお答えしております。

5番は個別の事案について取り上げまして、政治資金監査が形骸化しているのではないかということです。1番の問いでも見ましたように、個別の事案について事実関係を承知する立場にはないことをお断りした上で、政治資金監査が外形的、定型的な監査として導入され、その内容が法定されていること、その内容の見直しはまずは国会において御議論いただくべきことをお答えしております。

6番、ページの下になって見にくいですが、業務制限に関しまして、平成26年にQ&Aに追加をしました「望ましくありません」とした事例を取り上げて、今後制度改正があるのかという御質問でございます。これらの3つの事例につきましては、平成26年3月の取りまとめで、そこに書いてありますように、「制度改正により一律に業務制限の対象とするものではない、しかしながら慎重な判断を促すことが適当」としたもので、3つの事例それぞれに考え方、理由づけは異なっておりますが、取りまとめの中で記述がございますので、そのページも引用しながら、御説明する回答としております。

7番も業務制限に関して平成26年にQ&Aに追加した「望ましくありません」とした 事例に関してです。国会議員に対して変更等の要請をするか、また過去にしたことはある かという問いです。当委員会としてそのような立場になく、過去にも行ったことはない旨 をお答えしております。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

これは、フォローアップ研修はもう既に始まっているわけですね。

【井筒参事官】 はい、6月の末から順次。

【伊藤委員長】 そのときの質問は前回やりましたか。

【井筒参事官】 8月の頭ぐらいの分はもう既に前回やっていただいております。

【伊藤委員長】 これは8月と9月にこれからやる……。

【井筒参事官】 これからやる、次回の委員会までに終わってしまう分については全て。

【伊藤委員長】 もうこれで了承すれば、これをこのフォローアップ研修のときに……。

【井筒参事官】 参加申込みと同時に御質問いただいていますので、その該当の会場で 御説明することになります。

【大竹委員】 それは質問があった会場でのみということですか。

【井筒参事官】 はい。ですから、フォローアップ研修参加申込者からの質問につきましては、今お尋ねにありましたようにその質問の出された方の参加されている会場で御説明をすると。そのときの反応やここでの御議論で、これは一般に周知をした方がいいというものについては、Q&Aという形で別途お諮りをして、それはまさにホームページに載せるとか、全員に周知をしていくというようになります。今の問いにつきましては、研修の当該会場でだけ御説明いたします。

【伊藤委員長】 研修の場では「はい」と手を挙げて質問するようなことはなかったですか。

【井筒参事官】 制度的にはとっていないのですが、当然講師がいますので手を挙げたり、後で寄って来られたり、そういう形で御質問はあります。そういう場合には、答えられないものについてはまた引き取って後日回答をお送りするとか、回答できるものについてはその場で「ここで書いてあります」とやったり、そのようにはしています。

【伊藤委員長】 ほかによろしいですか。

【田中委員】 基本的な質問ですが、最初のパラグラフで、「外形的・定型的な監査を行う」という言葉は特に法律には書いていませんよね。

【井筒参事官】 法律には書いていないですね。

【田中委員】 どこかに書いてありますか。

【井筒参事官】 テキストですと、オレンジの研修テキストの27ページ。26ページ から政治資金監査の基本的性格ということで、この委員会において議論をしていただきましたが、そのうちの1つとして10番に、会計事務に対して外形的・定型的に行われるものであると。これは法律上の規定でどういうものを行うかを普通の言葉に直すと、こういう性格が出るのではないかということです。委員会ではこういう言い方をしております。

【田中委員】 大した話ではないのですが、この1番の説明のところで、つまりこの外形的・定型的だという意味は次の第2パラグラフに書いてあるわけですね。法律ではこの

ように書いていることを解釈すると、外形的・定型的だということですよね。

【井筒参事官】 まあ、そういう趣旨で、はい。

【田中委員】 この質問者が実質的なことを行うべきと言ったときに、そもそも外形的・定型的なものになっているという言い方をするより、例えばですが、この政治資金法にはこのように書かれていますよと説明してはどうでしょうか。こうした外形的・定型的な監査を行いますとは書かれていますが、パラグラフが分かれているので、少しわかりにくいかと思います。法律上はこのように書いてあって、これが外形的・定型的な監査なんですよと。この内容についてどうするかは国会が決めることになっていると書いた方が良いかと思うわけです。

【井筒参事官】 2パラの頭に「具体的には」というように。

【田中委員】 そうです。つまり外形的・定型的な話と次の内容は、何も知らない人は 多分連想しないかもしれないからです。

質問者の意図は、外形的・定型的ではなくて実質的にやれといっているわけですね。

【井筒参事官】 はい。

【田中委員】 ややすれちがいの答えになりますが、法律に書いてあることがわかるようにしてはと思います。特にこだわるほどの話ではありませんが。

【千葉事務局長】 では、2パラの上のところに、「具体的には」という形で加えたいと 思います。

【田中委員】 外形的・定型的なとはこういう意味ですよというのがわかるようにした 方が良いと思います。

【井筒参事官】 関係性を明らかにすると、はい。

【伊藤委員長】 ここは訂正というか……。

【井筒参事官】 訂正というか、委員会の審議の結果、「具体的には」というのを、2パラの頭に補足するような形で修文をさせていただければと思いますが、よろしいですか。

【伊藤委員長】 ほかによろしいですか。

それでは、本議題については御了承いただいたということでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 次に、その他の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の守秘義務について」の説明を事務局にお願いいたします。

【井筒参事官】 委員限り資料のCをお願いいたします。

1ページ目に制度の趣旨と条文を掲載しております。登録政治資金監査人は政治資金監査業務を行う際には、会計帳簿をはじめとします公開されない内部情報を知り得る立場にありますことから、政治資金規正法には秘密保持義務という形で規定をされております。

めくっていただきまして2ページには、登録政治資金監査人と3士業の守秘義務に関する規定を併記しております。細かく見ると罰則等に差異がございますものの、大きな構成でいいますと、業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならないというような構成になっております。

3ページは参考としておりますが、法改正時の国会審議の中でこの守秘義務について言及があった部分でございまして、情報流出や介入を防止する厳格な手だてが必要だという 指摘がなされております。

そこで、4ページにまいります。守秘義務についてで、(1)業務に関して知り得た事実にどのようなものがあるのか、政治資金監査の手順を追って例示をしております。書面監査において知り得る事項、ヒアリングにおいてわかる事項、その他監査をやっている前後でわかる事項などがある。これらのうち、一定のものが秘密に該当すると考えられるところです。

5ページにまいります。(2)では、守秘義務が個別の関係者との関係で秘密を守るためのものでありますことや、罰則がありますことから、その適用される場面を考えますと、個別の事実関係に即して判断されるという性格のものだということを踏まえた上で、しかしながら、①、②、③と要素を挙げております。①政治資金監査制度への信頼の確保が必要であること、②政治資金監査の基本的性格として当事者の相互信頼に基づいて行われること、それから③としまして、政治資金監査契約にも秘密保持義務が入っていることが想定されることからして、(1)の政治資金監査の業務に関して知り得た事実につきましては、他言することについて明示的に同意があった場合を除くと、守秘義務の対象となる可能性があると登録政治資金監査人にはお考えいただくのが適当ではないかとしております。なお、その下には収支報告書の公開などによって、その後公表された事実につきましては、当然のことながら守秘義務の対象から外れるのではないかと注意的に確認をしております。6ページにまいります。(3)としまして、例外的に守秘義務が解除される理由について

6ページにまいります。(3)としまして、例外的に守秘義務が解除される理由についてでございます。3士業の守秘義務の解釈や共通の要素を参考にしまして、およそ言えるのではないかとしまして、①関係者から特定の事項について開示していいという了解がある場合、あるいは②としまして、訴訟手続の過程で文書を作成する場合など、法令に基づく

義務や権利があって行う場合につきましては、実際には先ほど申し上げましたように、個別の事案についての詳細な検討が必要になるとは考えられますが、正当な理由になり得るのではないかと考えられます。

その結果、例えばということになります。①で開示しようとする事項について、関係者の了解が得られていない取材対応については、多くの場合②のような法令に基づく義務又は権利がある場合には該当しないと考えられますことから、正当な理由には該当しないという整理になるのではないかと考えております。その下に、「また」で追加しておりますのは、規正法が収支の公開を行う法律である観点からの反論があり得るのではないかということでございます。収支の公開というのは、制度で予定をしている公開及び開示の制度によって行うべきもので、登録政治資金監査人の守秘義務にいわば穴を開けることによって行うものではないことを確認的に書いております。

御説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

これは、もしこれでいいとすると、その後これから先はどのようになりますか。

【井筒参事官】 問い合わせがあった場合に、私ども事務局でこの線でお答えをするという材料にさせていただくのが1つと、これはこれからの検討になりますが、Q&Aの形で簡単にエッセンスだけでも頭出しをして示すことが考えられると思っております。

【大竹委員】 ここで問題になっている守秘義務とは何かということですが、法令で守 秘義務違反について罰則があります。それについては、当委員会が判断するまでもなく、 司法手続の中でやるのでしょうが、ここで私どもが問題にする守秘義務というのは、要す るに政治資金監査人の行為規範としての守秘義務ととらえればよろしいでしょうか。

【井筒参事官】 (2)のところで、登録政治資金監査人の守秘義務に対する考え方と、私も御説明の中で、基本的には他言することについて明示的に同意があった場合を除いたら、守秘義務の対象となると考えていただくのが適当でないか。まさに今、大竹委員がおっしゃられたように、訴訟の場で具体的に後から判断してどうなるかということではなくて、登録政治資金監査人のいわば心構えとしてこういうものですよというのを注意的に周知するに当たっての考え方になるのではないかと思っております。

【伊藤委員長】 ほかによろしいでしょうか。

【大竹委員】 いいですか。それで、6ページの正当な理由について、2つほど挙げら

れていますね。この中の1つ目の関係者から開示することの了解を得られている場合、これはそうでしょうけれども、2つ目で訴訟手続の過程で云々、規定がございます。弁護士さんとかそういった場合にはこういうことはあるのかもしれませんが、登録政治資金監査人の場合には、訴訟手続の過程で文書作成云々というのは出てこないわけですので、この場合はある意味では法令に基づく義務がある場合、権利もあるのですか。法令に基づく義務の場合には正当な理由があるとされると思いますが、そのほかに権利がある場合というのは登録政治資金監査人についても適用があるのかどうか。

【井筒参事官】 3法、3士業の法律で少し違っているところがあります。例えば、公認会計士法につきましては、訴訟手続において会員の職業上の利益を擁護するときというものがありますので、提出を求められて応じるという場面以外にも、自らの身を守るために主張していくと、こういう事実があったからだというような場面もあり得るかと思いまして、義務よりは権利の方が場面としては少ないということで順番としては後ですが、考えられるのではないかと挙げている。訴訟手続の過程で云々というのは、これは例示でございます。

【伊藤委員長】 ほかに何かございますか。いいですか。

【井筒参事官】 士業の方は大丈夫ですか。

【小見山委員】 よろしいでしょうか。小見山です。私は法律家ではないのでよくわからないのですが、この2ページの表を見たときに、罰則規定などがいろいろとばらばらになっております。今回、登録政治資金監査人として何か守秘義務違反になりますと、会計士の場合は登録政治資金監査人以上の罰則になっております。おそらく会計士法で信用失墜行為など、我々は業務として政治資金監査人を行っておりますので、業務としてやっている範囲の中においてこれを罰せられるという意味では、会計士法で罰せられると強く思っています。素朴な疑問なのですが、どちらが優先されたりどういう形でなってくるのか、この辺はよくわからないものですから、お聞きしたいと思います。

【井筒参事官】 もともと2階建てになっている資格について、非違行為の場合の取扱いを含めて、やや関係が不明確なところはあります。まずは、登録政治資金監査人として、監査の業務をしてということになりますので、まずは政治資金規正法の方が問題になるのではないか。ただ、士業によっては、それぞれの資格に基づく業務と位置付けられている場合があると思います。それによってはもとの士業の方にも影響を及ぼす場合はあるかと。そういう意味では完全に一般法、特別法の関係になるとまで言い切ることはできないのか

と思っています。

【小見山委員】 はい。

【伊藤委員長】 ほかによろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、本議題については、了承いただいたということで、この先ほどの周知等につきましては、次回以降の委員会にお諮りしたいということでよろしくお願いします。

【井筒参事官】 はい。

【伊藤委員長】 次に、その他の議題といたしまして、「政治資金規正法施行規則の改正 について」の説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 委員限り資料Dをお願いいたします。

これにつきましては、1でこれまでの経緯について書いております。当委員会が26年3月に公表しました取りまとめの中で、業務制限の範囲について検討し、その中で制度的対応が必要と、要は規則にきちんと定めることが適当と考えたものにつきまして、去る平成26年度第6回の委員会で、具体的な範囲を検討していただきました。これにつきまして、取扱いの検討を所管庁である政治資金課に要請をしたという経緯がございます。

2は対応の方向性です。政治資金規正法施行規則の改正内容として、予測されるものです。業務制限の対象となるものを規定しております規則の第17条につきまして、現行の業務制限の対象である会計帳簿等の関係書類を作成・徴取する役職に現にある者について、当該役職を辞した後に自ら作成・徴取した会計帳簿等の関係書類について監査を行うこととなる場合というのを追加する内容になります。これは委員会で要請をしていただいた内容に沿っているものでございます。

それを受けまして、3が今後の主なスケジュール、予定でございます。8月以降パブリックコメントと言っております意見公募手続にかけまして、9月の下旬ごろに一部改正省令の形で公布をいたしまして、1月1日から次の年の政治資金監査が始まります、区切りとしてございますので、10月から12月、おおむねその間に当委員会によって改正内容を周知してまいりたい。これによって28年1月1日から実施する政治資金監査から適用に間に合うようにしたいと予定していると聞いております。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

本議題につきましてはよろしいですか。

(「はい」との声あり)

【伊藤委員長】 それでは、次にその他の議題といたしまして、「交通事業者系電子マネー等による支出の記載状況について」の説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 委員限り資料Eをお願いいたします。

交通事業者系電子マネー等による支出の記載状況です。当委員会として平成20年度あるいは21年度に委員会の見解としまして、政治資金規正法に基づく原則的な記載方法に対する簡易な記載方法を委員会として示しているところです。このたび、簡易な記載方法の利用状況について、収支報告書から調査を行いましたので御報告をするものです。

1が、1ページから4ページにかけてでございます。簡易な記載方法を認めました3つの類型につきまして、原則的な記載方法と簡易な記載方法とを対比しまして、会計帳簿の記載上どのようにあらわれてくるかというのを確認しております。

5ページからが調査の内容及びその結果となります。5ページの調査の内容でございますが、総務大臣所管の国会議員関係政治団体につきまして、平成25年分の収支報告書から支出総額が100万円超の団体、100団体を抽出しまして調査をいたしました。

その結果が6ページからとなりまして、3の調査の結果です。(1)は1つ目の類型としまして、交通事業者系電子マネー等、例えばSuica等です。収支報告書では1万円以下の支出の明細について記載する必要がないために、原則的な記載方法か、簡易な記載方法かのいずれを問わず、記載されないという可能性があるという留意点はありますが、調査した100団体で見ますと、1団体についてのみ記載があったところでございます。

続きまして、6ページの下の段の(2)です。ETCカードを除くクレジットカードにつきましては、100団体中8団体ございまして、1団体当たりでいうと100万円超の支出がありまして、そのうち簡易な記載方法については、5団体について採用をされている状況でございます。

少し飛びまして、8ページにまいります。クレジットカードの特殊な場合として、ET Cカードでは100団体中25団体で利用されておりまして、1団体当たりにならしますと30万円超の支出になっており、25団体の全てで簡易な記載方法が採用されていたところでございます。

9ページの4の今後の論点のところで、簡単に調査結果を分析しておりますが、簡易な 記載方法が利用状況に差はありますものの、一定程度採用されている。今後はこれらの簡 易な記載方法がさらに広く普及することになっても、収支が明らかにならないといった問題がないのか、法の規定や政治資金監査の考え方、さらには政治団体に過度の事務負担が 生じないかといった点に留意して検討していく必要があるとしております。

御説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【大竹委員】 6ページからの調査結果ですけれども、1番目の交通事業者系電子マネーによる支出で、1団体のみが使用していたことはほかの団体は使用していないということなのか、それとも1万円以下の利用であるから、使用しているかどうかもわからないのか、それはどちらですか。

【井筒参事官】 お尋ねのうち、後段の1万円以下の支出であって、表に出てきていない、我々の調査は会計帳簿まで見ているわけではございません。また少額のところについて請求をして見ているわけではございません。1万円以下なので収支報告書上明らかになっていない、記載されていないということだと思います。

【大竹委員】 そうすると、実際もっと広く使われている可能性はあり得るわけですね。

【井筒参事官】 会計帳簿まで見れば使われている可能性はあると思います。

【大竹委員】 クレジットカードですが、クレジットカードで原則どおり記載団体もあるようですが、わざわざなぜ原則どおり記載しているのか。これについては、こういうふうな簡易な記載方法ができることを知らずに書いているのか、それとも何か理由があるのか、簡易な記載方法を利用した方が簡単に済みますね。わざわざこういうことをやらずに、原則どおり記載しているのはどういう理由なのかわかりますか。

【井筒参事官】 実際の団体のあれまではわかりませんが、収支報告の手引きにも簡易な記載方法が採れますよということは書いてありますので、知らないことはないのではないかと思いますが、そこまではわからないです。

【森政治資金課長】 本当にこれは感じですけれども、多分慣例的にずっとそのように していたので、そのままあえてそこを勉強してというよりは引き続きとやっているのが多 いのではないかと、これは感じでございます。

【日出委員】 基本的なところを教えていただきたい。ど忘れしてしまったのですが、 このクレジットカードの場合の簡易な記載方法は、購入時点で支出に計上するのはいいの ですが、決済時点ではどのように扱うのですか。 【井筒参事官】 決済時点では何も出てきません。

【日出委員】 クレジットカードの決済では何も処理しないということですか。

【井筒参事官】 何も書かなくてよいということです。それがその時点での記載を省略 していいというのが簡易だということの意味だと思います。

【森政治資金課長】 これは資料でいいますと、資料の4ページにありますとおり、備 考欄にいついつクレジットカードで決済をされていますと、支払われていますと書かれています。 簡易な記載の場合、4ページの一番上でございます。

【井筒参事官】 会計帳簿及び政治報告書の本体には書かなくてよくて、備考欄にのみ 書けばいいという、項目を独立に立てなくていいということでございます。

【田中委員】 質問です。最後の今後の論点のところの、3つ目のパラグラフで、本来であれば会計帳簿に記載すべき支出まで省略されている懸念がある。したがって、次の第4パラグラフで確認について議論を深めるということは、例えば電子マネーの中身やETCの中身について、事務負担もあるので、今直ちにはなかなかチェックできないとしても、今後いろいろ考えていく必要がありますという理解でいいですか。

【井筒参事官】 必要に応じて調べた上で、また必要があればお諮りすることがあるかもしれないということです。また、政治団体に過度の事務負担が生じないようにというのはほかの企業、団体等でどのような確認の仕方がされているのか等もまだ調べが十分ついておりません。そういうものと併せてお諮りすることはあるかもしれないということです。今まで一度もこういうのは20年度、21年度に見解を出してから見たことがありませんでしたので、まずは100団体で調べるというところでございます。

【日出委員】 現実に細かい話をしますと、ETCなど全部交通系で使われているかというと、使われていないケースが非常に多いのではないかというのが根本にあると思っています。

【伊藤委員長】 ほかに何か、よろしいですか。

【千葉事務局長】 今申しましたように、この制度が発足してから交通事業者系のものやETCの普及など、かなり大きく変わってきているところですので、今回限定された形ですが調査してみたものでございます。これからの動きもありますので、今後の動きに合わせまして、何か出た場合に今後の論点も踏まえながら検討してまいりたいと思います。とりあえず、今回はここまでということです。

【伊藤委員長】 よろしいですか。では、そういうことにしまして。

(「はい」の声あり)

【日出委員】 すみません。余計なことを言いますけれども、こういった形の変化に応じた形で対処するのもいいのですが、昔から言っているのですが、複式簿記を導入することによって、こういうものも全部解決できる話なんです。そういったことも今後の検討の中に含めてもらいたい気持ちはあります。

【伊藤委員長】 それでは、次に第3の議題といたしまして、「収支報告書の作成支援ソフトの普及等について」の説明を事務局及び政治資金課にお願いいたします。

【井筒参事官】 少し準備をさせてください。

それでは、資料3の本体A4の1枚紙と、それから別紙2枚、それから今モニターを出しましたが、総務省作成の動画、これによりまして御説明をいたします。

まずは、資料3本体のA4の1枚紙をお願いいたします。標記の収支報告書の作成支援 ソフトの普及及び収支報告書の提出手続の電子化の促進につきましては、まず1ですが、 総務省では、平成20年の11月より会計帳簿・収支報告書作成ソフトをホームページで 無償で提供しております。当委員会としましても、政治団体の事務負担の軽減、単純な誤 記の防止など、政治資金の適切な収支の公開に資することが期待できるということで、登 録政治資金監査人の研修などの機会に周知に努めているところです。

その結果、参考のところ、政治資金課の調べによりますと、総務省ソフトで6割程度、 その他のPCソフトも加えると8割を超える総務省所管の国会議員関係政治団体で収支報 告書が手書きではなく、PCによって作成されている状況になっております。

次に、2の政治資金関係申請・届出オンラインシステムについてです。全ての政治団体の収支報告書の提出がオンラインでできるようになっております。政治資金監査報告書につきましては、電子的な署名が必要になるということから、平成26年3月の取りまとめにおきまして、現行の公的個人認証サービスによるものに加えて、税理士の方の間で普及をしております税理士用の電子証明書も活用できるようにすべきという見解を示しているところです。

そこで、今回の3の総務省ソフト及びオンラインシステムの更新についてです。今般政治資金規正法施行規則が7月から施行される改正が行われましたので、それに合わせて更新を行いました。取りまとめに沿って、税理士用の電子証明書の利用が可能になったことなど、更新で変わりました点がございますので、その点につきまして、システム全体についてまず御説明させていただきます。

引き続きまして、総務省作成の動画に適宜解説を加えながら、ソフト及びオンラインシステム全体像につきまして、委員会事務局の滝川補佐から御説明をいたします。その後、資料3の別紙によりまして、主な変更点につきまして、政治資金課の平木補佐から御説明をいたします。

【滝川参事官補佐】 それでは、動画の再生をお願いします。

こちら、本日御覧いただきます動画につきましては、総務省のホームページに掲載されております。それを本日御覧いただくという形になっております。こちらが流れでございますが、データ入力をし、エラーチェックをした後に収支報告書を自動作成する形になります。これが実際の政治資金会計帳簿作成ソフトのメニュー画面となっております。上の方に各様式がリンク形式で表示をされている形になります。また、上には画面上部のボタンをクリックすると、エラーチェックや収支報告書の作成を自動で行うことも可能となっております。

今、写しているのは支出簿の入力画面です。会計帳簿の支出に関するものにつきまして、タブで光熱水費を選ぶ、それぞれ費用の項目区分に応じてシートを選ぶ形になります。こちらにつきましては、画面上部に入力を補助するボタンが配置されております。先ほどのクレジットカードで見ていただきました収支両建てにつきましても、ボタンを押すことによって自動的に入力する、そういったものをやっております。エラーチェックボタンにつきましては、入力した会計帳簿のエラーについて入力内容に形式的な誤りがないかのチェックを行うという形になります。提出前のチェックが簡単にできる機能もついております。例として、摘要が未入力である場合の動作が説明されております。会計帳簿に入力後、エラーチェックボタンを押すことにより、エラーがある場合につきましては、対象画面のリンクが赤くなりまして、どのシートにエラーがあるかというのがわかるようになっています。そして、エラー箇所につきましては、このように赤く表示されておりますので、このエラー箇所につきまして入力前にチェックを行いますし、エラーがない場合につきましては、エラーチェックが完了しエラーがない旨が表示されるという形になります。

会計帳簿を作成した後は収支報告書の自動作成機能というものがついております。全ての収入、支出について入力した会計帳簿を作成した後に、収支報告書作成ボタンをクリックすることで会計帳簿から必要な情報が転記される形になります。収支報告書作成ボタンをクリックすることによりまして、まず国会議員関係政治団体等におきまして、収支報告書に支出の明細等を記載する範囲が異なってまいりますので、その政治団体の区分に応じ

て収支報告書に必要な情報を転記する機能になっております。

さらに、宣誓書につきましても、このように自動で入力する様式がございますので、宣誓日を入力することで収支報告書の作成がこのソフトを用いて完了する形になります。項目をチェックすることによりまして、収支報告書に必要な項目が全て完備されているかにつきましてもチェックが行えるという形になります。

この収支報告書のメニュー画面では、会計帳簿と同様に各様式がこのようなリンク形式で表示されております。そして、下にボタンが配置されておりまして、先ほど御説明したエラーチェックや収支報告書のオンライン提出向けのファイルもこのソフトで作成することができます。また、収支報告書の印刷機能もついておりますので、印刷を行うこともこのソフトで可能となりますし、それぞれのシートごとの小計につきましては、自動で計算をされるという形になりますので、収支報告書の計算誤り、そういったものにつきましてもチェックができるという形になっております。オンライン提出につきましては、別の動画で御説明をいたします。

こちらが先ほど見ていただきました、この総務省ソフトで作成した場合のオンライン提出の手続について解説した動画となります。収支報告書作成ソフト、先ほど見ていただきました総務省ソフトのメニュー画面になります。こちらにつきまして、先ほど御説明したように収支報告書を作成した後にメニュー画面下部にXMLデータ作成ボタンがございますが、これをクリックすることにより、電子提出ができる形式でのデータを自動的に作成することとなります。作成する項目を設定してクリックすることで自動的に提出用のデータが作成されます。また、合わせまして、それぞれの団体のスキャナ等で取り込みました領収書につきましても、提出用の電子データを作成することも可能となっています。

このような形で収支報告書のデータを作成し、保存することによってオンライン提出用のファイル作成が完了いたしますので、この後はオンライン提出の手続に入ってまいります。

こちらが収支報告書のオンライン提出になります。まずはオンライン提出のために必要となるシステムといたしまして、オンラインシステムのログインが必要となってまいります。ログインに必要なIDとパスワードにつきましては、事前にこのオンラインシステムの利用申請をすることで取得可能となっております。このような形でログイン画面が表示されます。そして、事前申請により取得しましたIDとパスワードを入力しログインを行うことでオンラインシステムの利用が可能となります。

そして、収支報告書を提出する政治団体を選択していただきまして、メニュー画面がこのように表示されます。この収支報告書のオンライン手続につきましては、画面中央の収支報告書に関する手続から行うこととなります。このほかに収支報告書に関する訂正等も行うことが可能となります。その後、先ほどソフトで作成いたしました収支報告書のデータにつきまして、このソフトをオンラインシステムに登録する形で保存場所からデータを読み込んで対象のファイルを選択するという形になります。

また、先ほど見ていただきました領収書等の写しにつきましても、電子データでできている場合につきましては、紙での提出に代えてこのデータの提出もこのオンラインシステムで可能とされております。

ソフトの説明、概要につきましては、以上となります。

【平木政治資金課課長補佐】 続きまして、資料3の別紙を御覧いただきたいと思います。今し方御覧いただきました動画コンテンツ、こちらでソフトとオンラインシステム全体の流れを説明させていただきましたので、私の方からは今回の更新に合わせて、改修した箇所を中心に御説明させていただきます。

概要でございます。概要につきましては先ほど申し上げましたとおり本年7月1日から ソフトとシステムを更新し運用を開始したところでございます。この更新に当たりまして は、政治資金規正法施行規則の一部が改正されておりますので、その改正後の施行規則に のっとった新たな新ソフトを提供しているところでございます。

その主な改修事項でございます。まず、1つ目、(1)会計帳簿・収支報告書作成ソフトですけれども、1つ目のポツにありますとおり、この新しいソフトにおきましては、会計帳簿におきまして例は少ないかもしれませんが、遺贈や政治資金パーティーの共同開催について備考に記載する場合、プルダウンで選択することを可能にしたところでございます。具体的には、会計帳簿におきまして遺贈を選択した場合、会計帳簿から収支報告書を作成いたしますと、この収支報告書の「その7」の備考欄に記載が転記されるものです。これは政治資金規正法の施行規則の改正に基づいて改修を行ったものでございます。政治資金パーティーの共同開催についても、同様に自動で記載される形となっております。

続きまして、2ページを御覧いただきたいと存じます。2つ目のポツでございますけれども、会計帳簿の住所欄に住所のチェック機能を追加いたしました。こちらにつきましては、記載ミスの多い住所入力につきまして改修を行ったものでございます。例えばということで図を記載しております。例えば、「東京都さいたま市」などと入力した場合や政令市

の区が抜けている場合、こういったときに画面上の警告表示がされる機能を追加し、担当 者への注意喚起を行うようにしたところでございます。

また、その下、3つ目のポツでございます。エラー箇所への自動移動機能を追加いたしました。こちら、従前のこれまでのソフトにおきましては、エラーチェック後エラーがあるという表示はされるのですが、そのエラー箇所を担当者自らが探す必要があったところでございます。新ソフトにおきましては、自動的にエラーのあるシートに移動できるようにしたものでして、そうすることで政治団体の担当者の利便性に資すると考えております。

2ページ目の末尾、※印ですが、旧ソフトに係る留意事項でございます。旧ソフトを利用することは引き続き可能ですが、今後、政治団体に対しまして新ソフトをダウンロードした上で、旧ソフトから新ソフトへの当年分の会計帳簿のデータを移行するよう周知していきたいと考えております。具体的には平成27年分の会計帳簿につきましては、6月までは旧ソフトで入力していただいていると思われますので、今後は新ソフトで入力していたださ、そして来年1月以降、新ソフトで平成27年分の収支報告書を作成していただくことが望ましいと考えております。なお、政治団体におきまして新ソフトをダウンロードしていただき、旧ソフトのデータを新ソフトに取り込むことが必要となりますが、この手続につきましては簡単な操作で行うことを可能としておりますので、新ソフトの移行を周知していきたいと考えているところでございます。

最後に、3ページをお願いいたします。(2)政治資金関係申請・届出オンラインシステムの改修についてでございます。先ほど全体の説明の中でもございましたが、本人確認のための電子署名につきまして、従前の公的個人認証に加え、日本税理士会連合会が発行する証明書を新たに追加したところでございます。また、次の2つ目のマルで、改修事項の最後といたしまして、先ほど御覧いただきました動画コンテンツにありましたように、領収書等の写し等のPDFのオンライン提出を可能とする機能を追加したところでございます。これらはこれまでの御意見を踏まえて機能を備えることとしたものでございます。

最後に、資料には記載しておりませんが、収支報告書のオンライン提出に係る周知に関して御説明させていただきます。当課におきましては、会計帳簿、収支報告書ソフトの活用、そしてオンライン提出に関しまして、総務省のホームページへの掲載、また各党が主催する勉強会などの場におきまして、担当者に直接メリットなどを周知してきたところでございます。また、システムにログインするためのIDパスワードを交付しておりますが、これまで総務省又は都道府県選管の窓口に直接来て手続をしてもらうことをしておりまし

たが、これを郵送でも受付できるようにしているところでございます。また、今回の更新に合わせまして、先ほど御覧いただきました動画コンテンツも作成しましたので、こういったものも活用いたしまして、新ソフトとオンラインシステムを利用していただけるようさまざまな機会を捉えて周知していきたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【田中委員】 参考のところで、総務省ソフトを使っている団体が6割弱ということですが、このうちオンラインで申請しているのは相当少ないですか。この数字の内訳でなくても構いませんが、どのくらいそもそも申請しているんですか。

【森政治資金課長】 大分少ないは少ないのですが、今ちょっと……。22ということでございます。

【田中委員】 それはパーセントという意味ですか。

【森政治資金課長】 いや、数字、団体数。

【田中委員】 22団体ある。

【森政治資金課長】 はい。総務省分で22団体ですので、選管分を入れると278団体です。すいません。

【大竹委員】 で、大臣所管が?

【森政治資金課長】 22団体です。選管分が256団体、合わせて278団体ですね。 26年度が総務省分が31団体で、選管分が276団体で307団体となります。

【日出委員】 半分と。

【森政治資金課長】 少し1割ほど伸びているという状況ですね。

【小見山委員】 今のほかの質問でよろしいですか。電子申告はとてもいいことですが、 電子申告をする者は政治資金団体の会計担当が行うということですか。

【井筒参事官】 はい、会計責任者ですね。

【小見山委員】 そのときに監査証明書も監査報告書も一緒に添付して行うのでしょうか。

【井筒参事官】 個人認証をつけた政治資金監査報告書を添付して政治団体が送ってくると。

【小見山委員】 その会計責任者の中に税理士もいるかもしれないですね。

【井筒参事官】 はい。会計責任者ではなく、個人認証が必要になりますので、すいません。説明がちょっと出たかもしれません。会計責任者が出すときには、IDとパスワードで出してきますので、認証という問題は起こりません。

【森政治資金課長】 個人認証でももちろんですけれども、IDとパスワードを取って やる方が楽と言ったら楽なので、そういうことでやっている団体の方が事実上は多いとい うことになります。

【小見山委員】 なるほど。

【井筒参事官】 今の、税理士の方の電子署名を使えるようにしたというのは政治資金 監査報告書を念頭にそこを……。

【森政治資金課長】 添付書類として。

【小見山委員】 添付書類がばらばらということではなく、会計責任者が一緒に出すときに……。

【井筒参事官】 出すときに、そうです。

【日出委員】 これはばらばらでも構わないのですか。収支報告書プラス監査報告書の ワンセットで本来は出されるのだけれども、ばらばらにやれるということなのかと考えた のですが、収支報告書は収支報告書で出して、監査報告書は監査報告書で税理士が単独で 出すことができるのか、提出は一応一緒になっているのだけれども。

【小見山委員】 基本はできないでしょうね。

【森政治資金課長】 ここで後日郵送という欄をつけていると思うのですが、今のこの 資料ですね。

【日出委員】 それは私も見て後日郵送というのがあったから一緒でなくてもいいと思ったのだけれど。

【森政治資金課長】 望ましいかどうかは……。

【日出委員】 電子申請がばらばらに行くこともあり得るのですかということを聞いて いたのですが、オーケーですか。

【森政治資金課長】 そこら辺のところがボトルネックになっているということがあるとすれば、暫定的な、結果的な考え方だとしてそこの部分については別途切り分けてというのは、これは領収書もそうですけれども、そのように進めているというところかと思います。行く行くはそれは領収書にしても、報告書にしても同送するというのが相手方にとっても便宜だという認識はしておりますけれども。

【大竹委員】 国会議員関係政治団体の場合には、収支報告書と監査報告書を一緒に添付して提出となっていますよね。その前に電子オンラインの届出をする場合には、政治団体が収支報告書をオンライン届出して、一方で別に独立した形で監査報告書をオンライン届出をするということで理解してよろしいですか。

【日出委員】 最後のページに後日郵送と書いてあるのは、一緒に出さなくてもいいという意味に捉えたのですが。

【井筒参事官】 紙でやる場合には別に郵送でもいいということになっていますので。

【大竹委員】 オンラインでも同時にやるなどということはできないでしょう。主体が違うのですから。

【井筒参事官】 いや、政治団体に電子認証つきで送っておいて一緒に送ってくるということです。

【大竹委員】 政治団体に送って、ですか。

【井筒参事官】 はい。今も、普通の紙の場合でも監査報告書を会計責任者に渡してそれで出てくるわけですから、電子認証をつけたPDFファイルを会計責任者に送って、会計責任者が収支報告書とか領収書のPDFと一緒にして送ってくるのを典型的な場面としては想定しているということです。

【大竹委員】 ああ、そうですか。

【井筒参事官】 そうすると、1回会計責任者は送るだけで、全部が済むということを 想定しています。

【森政治資金課長】 法律上も会計責任者が提出することになっていますので、そういうことで一旦会計責任者に出した上でということになります。

【小見山委員】 ですよね。だから、ばらばらにやっていいというのは、私はわからなかったのですが、後日の郵送もこれは会計責任者が後日送るのではないですか。

【森政治資金課長】 そのとおりです。

【小見山委員】 ですから、監査人が直接ではないですよね。

【森政治資金課長】 そのとおりです。監査人がではなくて、会計責任者が。

【小見山委員】 そうですよね。

【日出委員】 セットではないんだね。

【伊藤委員長】 しかし、一緒に送った方がいいのでしょう。何で後日郵送という……。

【井筒参事官】 それは、電子認証を今までできなかったことがありましたので、それ

はまさにかさばる領収書、PDFでは送れないというようにこの更新前はなっていましたから、領収書は別途会計責任者は送ってくる。監査報告書も別途送ってくるというのも可能なようにしようという前のシステムで。

【森政治資金課長】 収支報告書、これは会計責任者が作成する文書ですけれども、あくまでこの正式な監査報告書というのは作成者は監査人でありますので、作成者が別の文書でございますね。そういうこともあって、そこのときにその方が真正な方がちゃんとつくったかどうかということで電子署名をした証明書が必要になってくるということですので、そこの部分で負担をかけるのが忍びないのではないかと思うんですけれども。

【田中委員】 実際にも郵送するケースは多いですか。

【森政治資金課長】 そうですね。それはそのように認識はしております。

【日出委員】 ということは、監査報告書もPDFでもいい可能性もあると。

【森政治資金課長】 そこは、本人確認をきちんとするという意味で。

【井筒参事官】 PDFに電子認証ついていればいいわけですよね。

【森政治資金課長】 それはだめ。

【小見山委員】 PDFにはないですよね、電子認証は。

【日出委員】 このシステムの中には、監査報告書の作成システムは入っていないの。 簡単にまず、それがあるかないか。

【井筒参事官】 入っていないです。

【日出委員】 あくまで収支報告書だけだということですね。

【森政治資金課長】 会計責任者が作成する文書ですね。

【日出委員】 そうすると、監査報告書を添付する、プラスしていくのはどのようにするの。

【井筒参事官】 監査人が……。

【日出委員】 いやいや、その報告書の……。

【森政治資金課長】 電子署名がくっついたファイルを監査人が作成をして……。

【日出委員】 監査人がつくって会計責任者の方に送ってということになるの。

【井筒参事官】 そうです。

【森政治資金課長】 あくまでファイルの作成者が別でございますので、やむを得ない ことだと認識しています。

【大竹委員】 それから、1ページの参考のところですが、総務省ソフトを使っている

団体が449あります。これは報告書だけの話なのか、それとも、この場合には必ず会計 帳簿をつくって、会計帳簿から収支報告書がつくられるのか。それは会計帳簿なしで収支 報告書だけをソフトでつくることも可能なんですか。

【森政治資金課長】 それは正式に団体の方にきちんとアンケートを取ってということではなくて、本体を確認した上で、これは総務省でつくっているものだとわかった上でこのように位置づけている数字ですので、そこの先の部分は……。

【大竹委員】 聞きたいのは、ソフトを使った場合、収支報告書だけでもつくれるわけですか。要するに、会計帳簿を作っていなくても、会計帳簿ソフトにしていなくても、収支報告書だけでもソフトでつくれるということですか。

【森政治資金課長】 それはもちろん、同じことを全く入力すれば当然可能にはなって まいります。

【滝川参事官補佐】 実際に総務省のホームページからは、単独使用という形で会計帳簿について紙で作成しているものについて収支報告書に入力して、いわゆる検算とかだけを実施するような活用も可能な形でダウンロードできるようになっています。

【大竹委員】 要するに、必要な部分だけを入力してですね。

【滝川参事官補佐】 そうです。会計帳簿とセットで転記までそのソフトで実施する方もいますし、会計帳簿については紙から収支報告書をつくるときだけ、このソフトを活用ということも、両方できるようになっています。

【大竹委員】 なるほど。オンライン届出については、大臣所管団体は都道府県選管との関係はどうなっていますか。都道府県選管に届ける?

【森政治資金課長】 直接、総務省の方に出していただく。

【大竹委員】 直接ですか。では、都道府県選管経由というものはなくなっている。

【森政治資金課長】 それは、その限りではございません。

【大竹委員】 ないわけですね。なるほど。

【伊藤委員長】 ほかに何かございませんか。

では、本議題についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 委員会としましても、引き続き総務省ソフトの一層の普及促進及びオンラインシステムの利用促進に取り組んでいきたいと思います。また、政治資金課におかれましては、国会議員関係政治団体等への周知をよろしくお願いいたします。

次に、第4の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 資料4を御覧いただきます。1、登録政治資金監査人の登録状況でございます。登録者数が一番下にありまして、4,623名となっており、前回委員会で報告をいたしました27年5月15日現在のものと比較して16名の増加となっております。 裏面にまいりまして、2の研修の実施状況です。7月17日現在の数字で2の登録時研修が6月分12名、7月分3名ということで、平成27年度合計で40名、これまでの累計で4,760名となっております。3のフォローアップ研修の再受講研修につきましては、6月末からこれまでの間で12名、4のフォローアップ研修の実務向上研修は同じく6月末からこれまでで61名となっております。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますか。

【井筒参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして事務局長によるブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配付させていただく予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、明日7月29日 の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと思います。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

【井筒参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、10月6日火曜日の午前10時半より開催させていただきたいと思います。

【伊藤委員長】 本日は長時間にわたり、熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。